

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和3年度）

住 所 兵庫県神戸市兵庫区新開地  
1丁目3番24号  
事業者名 神戸電鉄株式会社  
代表者名 取締役社長 寺田 信彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
山の街駅	・上下線ホームについて、ホーム嵩上げ工と併せ、内方線付点状ブロックへの改修を行う。(2021年度)	上下線共改修工事完了
花山駅	・相対式2面2線のホームを持つ地平駅で、下りホーム側にのみ改札口があり、下りホームおよび上りホームとの段差解消のため、スロープを新設する。(2019～2022年度)	2021年度は、上りホームのスロープ設置工事完了。下りホームの段差解消工事については、駅舎改良工事との同時施工が困難であることが判明し、竣工時期を2022年度に再延期した。

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
職員による設備を用いた役務の提供等	・昇降板等を使用して、車いす使用者の円滑な乗降に必要な役務の提供を行う。 ・聴覚障害者の求めに応じ筆記用具を使用する。	継続実施
設備等を用いた情報提供等	・エレベーターのかご昇降方向、扉の開閉等を音声により知らせる設備を設置済み。	

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
係員による声掛け、支援の実施 無人駅等における係員の派遣	・介助が必要な方への声掛けおよび乗降の補助や誘導を実施。また、介助を断られた場合でも見守りを実施する。 ・フリーダイヤルを活用し、ご利用前に係員を派遣し乗降の支援を継続して実施する。	継続実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページによる情報提供 駅務遠隔システムによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>各駅のバリアフリー設備の一覧を掲出する。</li> <li>ハンドル形電動車いすをご利用のお客さまへ事前に案内する。</li> <li>駅務遠隔システムのインターホンおよびカメラの近くに筆談用のボード（簡易案内端末）を付設し、筆談と音声による案内（会話）を実施する。（順次設置する予定）</li> </ul>	継続実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
外部講師および障害者団体との連携による教育訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年に兵庫県と「みんなの声掛け運動応援協定」を締結し、以後、障害者団体を講師に招き、白杖・車イスの介助等に関する教育訓練を定期的実施する。</li> <li>地方自治体主催のバリアフリー研修に参加する。</li> <li>指導監督者を中心に、交通エコロジー・モビリティ財団が主催する「交通サポートマネージャー研修」に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者団体から講師をお招きし、新入社員19名を対象に聴覚障害者の介助等に関する教育訓練を実施した。</li> <li>「交通サポートマネージャー研修」に2名参加。</li> </ul>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>各駅のバリアフリー設備の一覧を掲出。</li> <li>ハンドル形電動車いすをご利用のお客さまへの案内を掲出。</li> </ul>	継続実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

特になし
------

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載
-------------

(4) その他

特になし
------



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○